平成30年３月30日
（金曜日）

北海道教育委員会公報

第6203号

目　　次

教育委員会規則
○北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則……32
○北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則を一部改正する教育委員会規則……38
○北海道学校職員の給与に関する条例附則第42項第１号及び第43項の教育委員会規則で定める管理職員を定める教育委員会規則を廃止する教育委員会規則……39
共同訓令（北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部）
○北海道男女平等参画推進本部設置規程を廃止する訓令……39
教育長訓令
○道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令……40
○機構改正等に伴う関係教育長訓令の整備に関する教育長訓令……40
○北海道立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する教育長訓令……54
告示
○教育職員免許状の失効について……55
○教育職員免許状の取上げ処分について……55
○平成31年度北海道立高等学校入学者選抜学力検査日、推薦入学面接日及び合格発表日について……56
○平成31年度北海道立中等教育学校入学者選考検査日について……56
○道指定無形民俗文化財の解除について……56
○道指定有形文化財の指定について……57
通達・通知
○へき地手当等の運用についての一部改正について等について……58

公布された教育委員会規則のあらまし

◆**北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則**（教育委員会規則第３号）

１　趣旨

北海道教育庁等の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

２　内容

(1) 北海道教育庁の本庁の組織に関し、次のとおり改めることとした（第１条関係）。

ア　新しい高校づくり推進室を学校教育局高校教育課に統合するとともに、新しい高校づくり推進室長及び新しい高校づくり推進室参事を廃止し、新たに学校教育局に担当局長を、高校教育課に担当課長を置くこと。

イ　学校教育局に新たに教育環境支援課を設置すること。

ウ　総務政策局教育政策課の担当課長を廃止すること。

エ　関係する局、課及び担当課長の所掌事務を整理すること。

(2) 北海道立近代美術館の学芸部の展示・作品課と普及情報課を統合し、新たに学芸企画課を設置するとともに、学芸部に学芸統括官を置くこととした（第２条関係）。

(3) その他所要の規定の整備を行うこととした（第１条及び第２条関係）。

３　施行期日等

(1) この教育委員会規則は、平成30年４月１日から施行することとした。

(2) 関係する教育委員会規則の一部改正を行うこととした（附則第２項から附則第７項まで関係）。

◆**北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則を一部改正する教育委員会規則**（教育委員会規則第４号）

１　趣旨

知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則の改正等に鑑み、北海道教育委員会における公文書の保存等に関する取扱いを改めるため、この教育委員会規則を制定することとした。

２　内容
(1) 永年保存区分を廃止し、30年保存の区分を設けるほか所要の改正を行うこととした(第９条、第12条及び別表関係)。
(2) 保存期間を１年未満とすることができることとした（第９条関係)。
(3) 保存期間の満了した文書について、その保存期間を延長することができることとした（第10条の２関係)。
３　施行期日
(1) この教育委員会規則は、平成30年４月１日から施行することとした。
(2) 改正後の規則第９条第２項及び別表は、施行日以後に処理が完結する事案に係る公文書について適用し、施行日前に処理が完結した文書について、経過措置を設けることとした(附則第２項から第４項まで関係)。

◆**北海道学校職員の給与に関する条例附則第42項第１号及び第43項の教育委員会規則で定める管理職員を定める教育委員会規則を廃止する教育委員会規則**（教育委員会規則第５号）

１　趣旨及び内容
北海道学校職員の給与に関する条例附則第42項第１号及び第43項の教育委員会規則で定める管理職員を定める教育委員会規則を廃止することとするため、この教育委員会規則を制定することとした。
２　施行期日
この教育委員会規則は、平成30年４月１日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。
平成30年３月30日
北海道教育委員会教育長　柴　田　達　夫

北海道教育委員会規則第３号

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則

（北海道教育庁組織規則の一部改正）

第１条　北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「局、室及び教育指導監（第３条－第10条)」を「局及び教育指導監（第３条－第９条)」に、「各局及び室の分課」を「各局の分課」に、「第11条－第15条」を「第10条
「第５款　新しい高校づく
－第14条」に、「第16条－第21条」を「第15条－第21条」に、
第６款　共通事項（第31
「第３章　出先機
り推進室（第30条）
を「第５款　共通事項（第30条―第32条)」に、　第１節　教育
条―第33条）　」
第２節　削除
関
局（第34条）　を「第３章　出先機関（第33条)」に、「第36条」を「第34条」に改める。
」

第２章第１節の節名中「局、室」を「局」に改める。

第３条の見出し中「、室」を削り、同条第２項中「並びに新しい高校づくり推進室」を削る。

第４条第15号中「関すること」の次に「(他局の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第21号までを１号ずつ繰り上げ、同条第22号中「前期課程を含む。」の次に「第17条を除き、以下同じ。」を加え、同号を同条第21号とし、同条第23号中「他局室」を「他局」に改め、同号を同条第22号とする。

第５条第１号、第３号及び第５号中「他局室」を「他局」に改め、同条第８号を削り、同条に次の６号を加える。
(8) 学校教育の情報化の推進に関すること。
(9) 公立の中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）並びに特別支援学校の中学部及び高等部の部活動に関すること。

(10)公立の高等学校及び中等教育学校の配置及び規模の適正化並びに市町村立高等学校の道への移管についての調査、企画及び調整に関すること。
(11)道立の高等学校及び中等教育学校の通学区域に関すること。
(12)公立の高等学校教育の改善の推進についての調査、企画及び調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
(13)前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で学校教育に関すること（他局及び出先機関の所掌に属するものを除く。）。
第６条第９号中「他局室」を「他局」に改める。
第８条を削る。
第９条第１項各号列記の以外の部分中「及び室」を削り、「前５条」を「前４条」に改め、同項第１号及び第２号中「及び室」を削り、同項第３号を削り、同項第４号中「及び室」を削り、同号を同項第３号とし、同項第５号中「及び室」を削り、同号を同項第４号とし、同項第６号中「及び室」を削り、同号を同項第５号とし、同条第２項中「及び室」を削り、「前５条」を「前４条」に改め、同条を第８条とする。
第10条を第９条とする。
「第２節　各局及び室の分課」を「第２節　各局の分課」に改める。
第11条を第10条とする。
第12条第１項第７号中「制定」を「作成」に改め、同項第10号中「他課」を「他の本庁の課（学校教育局及び教育職員局に置かれる参事並びに教育職員局教職員事務センターを含む。以下「他課」という。）」に改め、同項第13号及び同条第２項第８号中「（特例民法法人の事業活動に関する指導及び助言を除く。）」を削り、同条を第11条とする。
第13条を第12条とする。
第14条第１項第４号中「関すること」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項に次の１号を加える。
(9) 北海道教育推進会議に関すること。
第14条第２項を削り、同条を第13条とする。
第15条第１項に次の１号を加える。
(7) 教職員の時間外勤務等の縮減に関すること。
第15条第２項に次の１号を加え、同条を第14条とする。
(4) 教職員の時間外勤務等の縮減に関すること。
第16条第１項中「４課」を「５課」に改め、同項第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加え、同条を第15条とする。
(4) 教育環境支援課
第17条第１号中キをクとし、カの次に次のように加える。
キ　校長、教員その他の関係職員の研修に関すること。
第17条第３号中「（健康・体育課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第４号中「健康・体育課及び学校教育局参事」を「他課」に改め、同号ア中「高等学校」の次に「（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号並びにこの項の第５号、第10号及び第18号において同じ。）」を加え、「（総務政策局施設課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号ウ中「高等学校の」を削り、「与える」を「与え、又はこれらを主催する」に改め、同条第５号中「、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号）、学校図書館法（昭和28年法律第185号）」を削り、同条第10号中「及び中等教育学校（後期課程に限る。）」を削り、同条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同条に次の４号を加える。
(15)公立の高等学校及び中等教育学校の配置及び規模の適正化並びに市町村立高等学校の道への移管についての調査、企画及び調整に関すること。
(16)道立の高等学校及び中等教育学校の通学区域に関すること。
(17)公立の高等学校教育の改善の推進についての調査、企画及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
(18)　前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で高等学校における教育に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
第17条に次の１項を加え、同条を第16条とする。
２　高校教育課担当課長は、高校教育課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
(1)　道立の高等学校及び中等教育学校に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
ア　設置、廃止及び設置者の変更に関すること。

イ　授業料その他の費用の徴収に関すること。
ウ　学校の管理運営に係る規程・調査等の調整その他管理運営に関すること。
(2)　市町村立の高等学校及び中等教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
(3)　市町村における高等学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
ア　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項の第４号において同じ。）の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
イ　管理運営のための補助に関すること。
(4)　公立の高等学校の生徒の奨学に関すること。
(5)　市町村立の専修学校及び各種学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
(6)　公立の高等学校及び中等教育学校の配置及び規模の適正化並びに市町村立高等学校の道への移管についての調査、企画及び調整に関すること。
(7)　道立の高等学校及び中等教育学校の通学区域に関すること。
(8)　公立の高等学校教育の改善の推進についての調査、企画及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第18条第１項第１号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同項第２号中「健康・体育課及び学校教育局参事」を「他課」に改め、同号ア中「及び中学校」を「、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）及び義務教育学校」に改め、「(総務政策局施設課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同号イ中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、「(総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同号ウ中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同項中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を第４号とし、同項第６号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同号を同項第５号とし、同項第７号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同号を同項第６号とし、同項第８号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同号を同項第７号とし、同項中第９号を削り、第10号を第８号とし、第11号を削り、同項第12号中「学校支援地域本部、放課後子供教室」を「地域学校協働活動」に改め、同号を同項第９号とし、同項第13号を削り、同項に次の１号を加える。

(10)前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第18条第２項第１号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同項第２号中「健康・体育課及び学校教育局参事」を「他課」に改め、同号ア中「及び中学校」を「、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）及び義務教育学校」に改め、「(総務政策局施設課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同号イ中「及び中学校の組織編成及び教材等」を「、中学校及び義務教育学校の組織編制及び教材」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、同項第３号を削り、同項第４号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、「(昭和31年法律第40号)」、「(昭和33年法律第56号)」及び「(昭和29年法律第160号)」を削り、同号を同項第３号とし、同項第５号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同号を同項第４号とし、同項第６号中「学校支援地域本部、放課後子供教室」を「地域学校協働活動」に改め、同号を同項第５号とし、同項第７号を削り、同条を第17条とする。

第19条第１号中「特別支援学校に」を「道立の特別支援学校に」に改め、「道立の」を削り、同条第２号中「道立」を「道立の」に改め、クをケとし、キの次に次のように加える。

ク　校長、教員その他の関係職員の研修に関すること。

第19条第４号中「健康・体育課及び学校教育局参事」を「他課」に改め、同号ア中「(総務政策局施設課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同号イ中「(総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同号ウ中「特別支援学校の」を削り、同条第５号中「市町村立の特別支援学校及び特別支援学級」を「道立、市町村立及び私立の特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級等」に改め、同条中第７号を削り、第８号を第７号とし、第９号を第８号とし、同条に次の１号を加える。

(9) 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で特別支援教育に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第19条を第18条とし、同条の次に次の１条を加える。

（教育環境支援課の事務）

第19条　教育環境支援課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 学校教育の情報化の推進に関すること。

(2) 教員研修計画の策定及び研修体系の検証・改善に関すること。

(3) 教職員の計画研修に係る企画及び総合調整に関すること。

(4) 北海道立教育研究所に関すること。

(5) 公立の中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）並びに特別支援学校の中学部及び高等部の部活動に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第20条第１項第１号エ中「校長、」を削り、「関すること」の次に「(他課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項第２号エ中「校長、」を削り、「主催すること」の次に「(他課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項中第５号を削り、第６号を第５号とし、同項に次の１号を加える。

(6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で学校における体育、学校保健及び学校給食に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第21条第１号中「おける学校安全」の次に「及び生徒指導」を加え、同号ア中「学校安全の指導」の次に「及び生徒指導」を加え、同号イ中「実施」を「向上」に、「普及充実」を「実施」に改め、同号ウ中「関すること」の次に「(他課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号エ中「学校安全」の次に「及び生徒指導」を加え、同条第２号中「おける学校安全」の次に「及び生徒指導」を加え、同号ア中「学校安全の指導」の次に「及び生徒指導」を加え、同号イ中「普及充実」を「実施」に改め、同号ウ中「主催すること」の次に「(他課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号オ中「学校安全」の次に「、生徒指導」を加え、同条第３号及び第４号中「学校安全」の次に「及び生徒指導」を加え、同条第５号を削る。

第23条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第17号までを１号ずつ繰り上げ、同条に次の１号を加える。

(17)前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で生涯学習に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第24条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第17号までを１号ずつ繰り上げ、同条に次の１号を加える。

(17)前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で文化財及び博物館に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第２章第２節第５款を削る。

「第６款　共通事項」を「第５款　共通事項」に改める。

第31条中「学校教育局参事、教育職員局参事、新しい高校づくり推進室参事及び」を「学校教育局及び教育職員局に置かれる参事並びに」に、「第12条」を「第11条」に、「第16条」を「第15条」に、「第９条」を「第８条」に改め、同条を第30条とする。

第32条を第31条とする。

第33条（見出しを含む。）中「、新しい高校づくり推進室」を削り、同条を第32条とする。

「第１節　教育局」を削る。

第34条に見出しとして「(教育局)」を付し、同条を第33条とする。

第３章第２節を削る。

第36条第１項第１号の表新しい高校づくり推進室の部を削り、同表中「

学校教育局 教育職員局 新しい高校づ 室

」

くり推進	参事

を「

学校教育局 教育職員局	参事

」に、「

総務政策局総務 総務政策局教育 総務政策局教職 学校教育局義務

」「

「

課 政策課 員課 教育課	担当課長	を	総務政策局総務課 総務政策局教職員課 学校教育局高校教育課 学校教育局義務教育課	担当課長	に、

」　」

学校教育局
教育職員局
新しい高校づ
室
課
教育職員局教
センター

「　「

くり推進 職員事務	専門参事	を	学校教育局 教育職員局 課 教育職員局教職員事務センター	専門参事	に、
	主幹			主幹	

」　」

学校教育局
教育職員局
新しい高校づ
室
課
教育職員局教
センター

「

「

くり推進 職員事務	主査	を	学校教育局 教育職員局 課 教育職員局教職員事務センター	主査	に、
	調査員			調査員	
	専門主任			専門主任	
	主任			主任	

」　」

学校教育局
新しい高校づ
室
総務政策局教育
総務政策局教職
学校教育局高校
学校教育局義務
学校教育局特
育課
学校教育局健
課
生涯学習推進
習課

学校教育局
学校教育局義
学校教育局健
課
生涯学習推進
習課

「

くり推進 政策課 員課 教育課 教育課 別支援教 康・体育 局生涯学	主任指導主事	を	学校教育局 教育職員局 課 教育職員局教職員事務センター	主任指導主事	に、
	指導主事			指導主事	
務教育課 康・体育	社会教育主事		学校教育局 教育職員局 課 教育職員局教職員事務	社会教育主事	

「

学校教育局
教育職員局
新しい高校づ
室
課
教育職員局教
センター

局生涯学			センター	

」　「　」

くり推進職員事務	主事	を	学校教育局教育職員局課 教育職員局教職員事務センター	主事	に改め、同条を第34条と
	技師			技師	

」　「

する。

（北海道立美術館管理規則の一部改正）

第２条　北海道立美術館管理規則（平成４年北海道教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第４条中「、技術職員」を削る。

第５条第１項第１号の表部の部の次に次のように加える。

学芸部	学芸統括官	上司の命を受け、部の事務のうち、特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。

第５条第１項第１号の表職の置かれる組織の欄中「展示・作品課普及情報課」を「学芸企画課」に改める。

第９条中「事業部」を「総務企画部」に、「展示・作品課及び普及情報課」を「学芸企画課」に改める。

第13条中「館長」の次に「（三岸好太郎美術館の館長を除く。以下同じ。）」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この教育委員会規則は、平成30年４月１日から施行する。

（北海道教育功績者表彰規則の一部改正）

２　北海道教育功績者表彰規則（昭和28年北海道教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項の表推薦者の欄中「北海道教育庁の教育部長及び教育職員監、学校教育監並びに本庁の局長、担当局長及び新しい高校づくり推進室長」を「本庁の教育部長、教育職員監、学校教育監、局長及び担当局長」に改める。

第６条第２号中「第４項」を「第４号」に改める。

（教育財産規則の一部改正）

３　教育財産規則（昭和47年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第３条中「、本庁の室」を削る。

別表１の項右欄中「又は室」を削る。

（北海道教育委員会公印規則の一部改正）

４　北海道教育委員会公印規則（昭和61年北海道教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「、本庁の局長及び新しい高校づくり推進室長」を「及び本庁の局長」に改め、「又は室」を削る。

別表北海道教育庁の本庁に置かれる局の局長の印の部中「第32条第１項」を「（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）第31条第１項」に改め、同表北海道教育庁新しい高校づくり推進室長の印の部を削り、同表北海道教育庁の本庁の課長（局又は室に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター長を除く。）の印の部中「又は室」を削り、同表北海道教育庁新しい高校づくり推進室参事の印の部を削る。

（北海道教育委員会の権限に関する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部改正）

５　北海道教育委員会の権限に関する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第６号ア中「、新しい高校づくり推進室長」を削る。

（北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則の一部改正）

６　北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則（平成６年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式中「局（室）課名」を「局課名」に改める。

（北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則の一部改正）

７　北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則（平成10年北海道教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「又は室」を削る。

北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成30年３月30日

北海道教育委員会教育長　柴　田　達　夫

北海道教育委員会規則第４号

北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則（平成10年北海道教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「永年」を「30年」に、「別表」を「、別表」に改め、同条に次の２項を加える。

３　前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる公文書の保存期間は、１年未満とすることができる。

(1) 正本又は原本が別に管理されているものの写し

(2) 定型的又は日常的な業務連絡、日程表等

(3) 出版物又は公表されている文書を編集したもの

(4) 本庁等の所掌事務に関する事実関係の問合せに対する応答に係るもの

(5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなったもの

(6) 意思決定の過程で作成した文書であって、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断されるもの

４　前項各号に掲げる公文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む文書その他の合理的な跡付け又は検証に必要となる公文書は、第２項本文の規定の例により１年以上の保存期間を設けなければならない。

第10条の次に次の１条を加える。

（保存期間の延長）

第10条の２　第９条の規定にかかわらず、本庁等は、保存期間の満了した公文書について、教育長が別に定めるところにより、その保存期間を延長することができる。

第12条に次の１号を加える。

(4) 随時追記され、又は更新される台帳、帳簿その他の公文書

第15条を第16条とし、第14条の次に次の１条を加える。

（保存期間を１年未満とする公文書の特例）

第15条　保存期間を１年未満とする公文書の管理については、この教育委員会規則（第１条から第３条まで、第４条、第５条、第８条及び第９条を除く。）の規定にかかわらず、教育長が別に定めるところによる。

別表を次のように改める。

別表（第９条関係）

第１種　30年保存

１　行政運営及び政策の基本的な事項を定める方針及び計画の策定又は改定に関する文書で重要な事項に係るもの

２　条例、規則の制定及び改廃に関する文書

３　許可、認可等に関する文書で特に重要なもの

４　財務、会計等に関する文書で特に重要なもの

５　人事、給与等に関する文書で特に重要なもの

６　文部科学省その他関係官庁との往復文書で特に重要なもの

７　その他10年を超えて業務に使用する文書

第２種　10年保存

１　行政運営及び政策の基本的な事項を定める方針及び計画の策定又は改定に関する文書

２　告示、訓令及び通達等の制定及び改廃に関する文書
３　許可、認可等に関する文書で重要なもの
４　財務、会計等に関する文書で重要なもの
５　人事、給与等に関する文書で重要なもの
６　訴訟等に関する文書
７　その他５年を超えて10年以下の期間業務に使用する文書

第３種　５年保存
１　財務、会計等に関する文書
２　人事、給与等に関する文書
３　一般往復文書で重要なもの
４　許可、認可等に関する文書
５　調査報告、統計等資料
６　陳情、要望等に関する文書
７　その他３年を超えて５年以下の期間業務に使用する文書

第４種　３年保存
１　陳情、要望等に関する文書で軽易な事項に係るもの
２　一般往復文書
３　調査報告、統計等資料で軽易な事項に係るもの
４　その他１年を超えて３年以下の期間業務に使用する文書

第５種　１年保存
１　定例的・定型的な一般往復文書
２　会議・講習会等に関する文書
３　その他１年以下の期間業務に使用する文書

附　則

（施行期日）

１　この教育委員会規則は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この教育委員会規則による改正後の北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則（附則第４項において「改正後の教育委員会規則」という。）第９条第２項及び別表の規定は、この教育委員会規則の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に処理が完結する事案に係る公文書について適用する。

３　施行日前に処理が完結した事案に係る公文書のうち、保存期間が永年とされたものであってこの教育委員会規則の施行の際現に保存中のものは、当該公文書の保存期間の起算日から起算して30年を経過する日（別に定める日があるときは、当該別に定める日）又は施行日のいずれか遅い日にその保存期間が満了するものとする。ただし、法令等の規定により保存期間が永年とされたものについては、この限りではない。

４　前項本文の規定により保存期間が満了したものとされる公文書であって、その保存期間の満了の日が平成31年３月31日以前の日であるものは、本庁等において平成33年３月31日までに教育長が別に定める手続を経て廃棄又は北海道立文書館への引渡しをしなければならない。ただし、改正後の教育委員会規則第10条の２の規定によりその保存期間を延長するときは、この限りでない。

北海道学校職員の給与に関する条例附則第42項第１号及び第43項の教育委員会規則で定める管理職員を定める教育委員会規則を廃止する教育委員会規則をここに公布する。

平成30年３月30日

北海道教育委員会教育長　柴　田　達　夫

北海道教育委員会規則第５号

北海道学校職員の給与に関する条例附則第42項第１号及び第43項の教育委員会規則で定める管理職員を定める教育委員会規則を廃止する教育委員会規則

北海道学校職員の給与に関する条例附則第42項第１号及び第43項の教育委員会規則で定める管理職員を定める教育委員会規則（平成28年北海道教育委員会規則第10号）は、廃止する。

附　則

この教育委員会規則は、平成30年４月１日から施行する。

共　同　訓　令

北　　海　　道

北海道教育委員会訓令第１号
北 海 道 警 察 本 部

庁中一般
部　　局

北海道男女平等参画推進本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成30年３月30日

北海道知事　高橋はるみ
北海道教育委員会教育長　柴田達夫
北海道警察本部長　和田昭夫

北海道男女平等参画推進本部設置規程を廃止する訓令

北海道男女平等参画推進本部設置規程（平成７年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第３号）は、廃止する。

附　則

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

教　育　長　訓　令

北海道教育委員会教育長訓令第２号

庁中一般
道立学校

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成30年３月30日

北海道教育委員会教育長　柴田達夫

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

道立学校文書管理規程（平成22年北海道教育委員会教育長訓令第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「

小樽工業	樽工高

」を「

小樽未来創造	樽未高

」に改め、同表旭川東栄の項、留萌千望の項及び小清水の項を削る。

附　則

この教育長訓令は、平成30年４月１日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第３号

庁中一般
所管機関

機構改正に伴う関係教育長訓令の整備に関する教育長訓令を次のように定める。

平成30年３月30日

北海道教育委員会教育長　柴田達夫

機構改正に伴う関係教育長訓令の整備に関する教育長訓令

（教育庁分課事務分掌規程の一部改正）

第１条　教育庁分課事務分掌規程（昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、新しい高校づくり推進室」を削る。

第２条第１項中「又は室」を削る。

第９条第２項中「地域連携」の次に「及び学校経営指導」を加え、同条第３項中「義務教育指導監」の次に「及び主幹」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第３条第３項中「課長」とあるのは、「局長」と読み替えるものとする。

別表第１総務政策局の部教育政策課の項及び教職員課の項を次のように改める。

教育政策課	政策企画グループ 教育計画グループ	総括担当主査を含む。

	定数政策グループ 幼児教育推進グループ 広報広聴グループ	
教職員課	小中学校人事グループ 人事企画グループ 道立学校人事グループ 免許グループ	総括担当主査を含む。
（担当課長）	服務制度グループ 服務管理グループ 働き方改革グループ	総括担当主査を含む。

別表第１学校教育局の部を次のように改める。

学校教育局	高校教育課	高校予算グループ 高校教育指導グループ キャリア教育指導グループ	総括担当主査を含む。
	（担当課長）	高校配置グループ 学校制度グループ	総括担当主査を含む。
	（担当課長）	高校教育企画グループ 高校支援グループ	総括担当主査を含む。
	義務教育課	義務教育グループ 学力向上推進グループ	総括担当主査を含む。
	（担当課長）	就学支援グループ 子ども地域支援グループ	総括担当主査を含む。
	特別支援教育課	企画・振興グループ 学校教育指導グループ	総括担当主査を含む。
	教育環境支援課	情報化推進グループ 教職員研修グループ 部活動対策推進グループ	総括担当主査を含む。
	健康・体育課	学校保健・体育グループ 学校給食グループ	総括担当主査を含む。
	参事（生徒指導・学校安全）	生徒指導・学校安全グループ	総括担当主査を含む。

別表第１生涯学習推進局の部生涯学習課の項中「生涯学習推進センターグループ」を「生涯学習センターグループ」に改め、同表新しい高校づくり推進室の部を削り、同表備考中「、室又は課」を「又は課（局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センターを含む。）」に改める。

別表第２局の項を次のように改める。

局	義務教育指導監 主幹 主幹 船長	 地域連携担当 学校経営指導担当（石狩、上川及び十勝の教育局に限る。）

（庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程の一部改正）

第２条　庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程（昭和42年北海道教育委員会教育長訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第１項中「又は室」を削る。

（北海道教育庁職員服務規程の一部改正）

第３条　北海道教育庁職員服務規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１欄中「担当課課長」を「担当課長」に改め、「並びに新しい高校づくり推進室の室長及び参事」を削り、同表第２欄中「又は室」を削る。

（教育財産規則施行規程の一部改正）

第４条　教育財産規則施行規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第３条中「、室」を削る。

第６条第２項中「、室」及び「、新しい高校づくり推進室」を削る。

第19条中「新しい高校づくり推進室、」を削る。

第22条第１項中「、室長」及び「、室」を削り、同条第２項中「、室」を削り、同条第３項中「、室長」及び「、室」を削る。

第23条第１項中「、室長」を削る。

第28条第２項第４号を次のように改める。

(4)　使用料算定調書（土地の場合にあっては別記第８号様式その１、建物の場合にあっては別記第８号様式その２）

第29条中「及び教育財産使用不許可決定書の様式は、別記第９号様式のとおり」を「は、別記第９号様式その１に、教育財産使用不許可決定書は、別記第９号様式その２によるもの」に改める。

第33条第１項、第34条第１項及び第35条中「、室長」を削る。

第49条第１項の表第２欄中「及び新しい高校づくり推進室」を削る。

別記第８号様式を別記第８号様式その１とする。

（居住施設管理規程の一部改正）

第５条　居住施設管理規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第１条第４号中「又は室」を削る。

別記第１号様式から別記第５号様式まで、別記第７号様式、別記第８号様式及び別記第10号様式中「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に改める。

（職員賞罰等審査委員会設置規程の一部改正）

第６条　職員賞罰等審査委員会設置規程（昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第７号）の一部を次のように改正する。

第３条の表第２欄中「、担当局長及び新しい高校づくり推進室長」を「及び担当局長」に改める。

第４条第４項中「又は室」を削る。

（教育庁職員等健康管理規程の一部改正）

第７条　教育庁職員等健康管理規程（昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「又は室」を削る。

第12条の９第５項中「及び所管機関にあっては、企画総務課、総務課、管理課又は庶務課」を「にあっては企画総務課、所管機関にあっては管理課その他庶務をつかさどる課等」に改める。

第27条中「、結核健康診断」を削る。

第32条中「(採用時健康診断及び人間ドック健康診断を除く。)」を削る。

別表第１本庁の項中「各課」の次に「(局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センターを含む。)」を加える。

別記第６号様式中「大正 昭和 平成」を「昭和 平成」に改める。

別記第９号様式中「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に改める。

（北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部改正）

第８条　北海道教育委員会庁用自動車管理規程（昭和54年北海道教育委員会教育長訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「又は室」を削る。

別記第１号様式及び別記第２号様式中「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に改める。

（北海道教育庁等専決代決規程の一部改正）

第９条　北海道教育庁等専決代決規程（平成元年北海道教育委員会教育長訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、新しい高校づくり推進室長」及び「又は室」を削る。

第３条中「及び学校教育監、局長及び」を「、教育職員監、学校教育監、局長、」に、「局長及び担当局長は」を「局長は」に改め、「ほか」の次に「、それぞれの所掌事務のうち」を加え、「それぞれ専決」を「専決」に改める。

第８条の見出し中「室長」の次に「、主幹」を加える。

第14条第２項中「課長」の次に「又は担当課長」を加える。

別表第１教育部長、教育職員監又は学校教育監の項第３号中「新しい高校づくり推進室長、」を削り、「諸願届」を「申請、届出等」に改め、同項第６号中「処理変更」を「処

理」に改め、同表局長、担当局長又は新しい高校づくり推進室長の項中「、担当局長又は新しい高校づくり推進室長」を「又は担当局長」に改め、同項第９号中「諸願届」を「申請、届出等」に改め、同表課長又は担当課長の項第17号中「諸願届」を「申請、届出等」に改め、同表教育局の局長の項第１号中「のみ」を削り、同項第７号中「諸願届」を「申請、届出等」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２　個別専決事項（第３条関係）

局	課	教育部長、教育職員監又は学校教育監	局長又は担当局長	課長又は担当課長	教育局長
総務政策局	総務課	1　教育庁の職員（係長及び主査（相当職を含む。以下同じ。）の職にある者に限る。）の任命、派遣及び分限（免職、降任及び降給を除く。）に関する決定並びに退職の承認 2　道立学校の事務長の採用、昇任、降任（意に反する降任を除く。）及び転任の決定並びに勧奨退職等及び普通退職の承認	1　教育庁の職員（係長及び主査以上の職にある者を除く。）及び道立学校以外の所管機関の職員（課長（相当職を含む。）以下の職にある者に限る。）の任命、派遣及び分限（免職、降任及び降給を除く。）に関する決定並びに退職の承認 2　教育庁及び道立学校以外の所管機関の職員並びに道立学校の職員（教育職給料表の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）の在籍専従の許可	1　庁中取締り 2　教育庁（教育局を除く。）及び道立学校以外の所管機関の職員並びに道立学校の職員の履歴事項その他身分に関する証明 3　任用候補者の提示の請求及び選択結果の通知並びに選考による採用の申請 4　職員の臨時的任用 5　道立学校の職員（事務長を除く。）の採用、昇任、降任（意に反する降任を除く。）及び転任の決定並びに勧奨退職等及び普通退職の承認 6　道立学校の職員の傷病による休職及び復職の承認 7　財務規則別表第１に掲げる部局の長に対する歳出予算及び支払予算の配当	1　教育局職員の履歴事項その他身分に関する証明 2　教育局における庁中取締り 3　教育局における庁用自動車の運用
	施設課		1　教育財産の使用許可に関する知事への事前協議 2　教育財産等の取得に関する知事への事	1　所管機関の施設の修繕工事の内容変更の承認 2　教育財産の使用許可に関する事前の承	1　道立学校に係る居住施設外の居住の承認

				前協議 3　教育財産等の用途廃止に係る知事への事前通知 4　教育財産等に係る取得管理処分計画、災害報告、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による異動又は都市計画法(昭和43年法律第100号）等による公用制限に関する知事への報告 5　居住施設外の居住の承認（道立学校に係る承認を除く。）	認 3　第一種普通財産の使用承認に関する事前の承認 4　教育財産等の取得に関する事前の承認 5　私権の設定等のある財産の取得に関する事前の承認 6　教育財産の所属替え 7　教育財産等の所属替え、種別替え又は用途廃止の承認 8　土地又は建物に関する支出負担行為である契約以外の契約の締結（部局（教育財産規則施行規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第５号）第１条第２項に定める部局をいう。）における借受けを除く。） 9　所管機関の用に供する土地又は建物の借受けに関する事前の承認 10　教育財産等の登記又は登録 11　職員住宅使用者の自費建設の許可	
		教育政策課		1　広報誌の発行計画の決定	1　義務教育諸学校の学級編制及び教職員配当の基準に関する報告 2　義務教育諸学校の教職員定数及び標準学級数に関する報告	

				3　義務教育諸学校の学級編制の実態に関する報告の受理 4　高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の教職員定数に関する報告 5　計画に基づく広報誌の発行	
	教職員課		1　免許法認定講習の開設 2　道立学校の職員（教育職給料表の適用を受ける者に限る。以下この項において同じ。）及び県費負担教職員の在籍専従の許可	1　市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員である事務職員（北海道人事委員会が行う職員の採用試験に合格した者を除く。）の採用の承認 2　県費負担教職員である市町村立高等学校の教員（教頭を除く。）の採用及び転任の決定並びに勧奨退職等及び普通退職の承認 3　道立学校の職員（校長、副校長、教頭及び主幹教諭を除く。）の採用、昇任、降任（意に反する降任を除く。）及び転任の決定並びに勧奨退職等及び普通退職の承認 4　道立学校の職員（校長を除く。）及び県費負担教職員である市町村	1　市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の採用、昇任及び転任の決定並びに勧奨退職等及び普通退職の承認 2　市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の傷病による休職及び復職の承認 3　市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の履歴事項その他身分に関する証明 4　市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長、教頭及び主幹教諭の降任（意に反する降任を除く。）の決定 5　教育職員免許法に基づく市町村立中学校等の主幹教諭、指導教

				立高等学校の教員の傷病による休職及び復職の承認 5　道立学校の職員の履歴事項その他身分に関する証明 6　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく免許状の授与、書換え、再交付、有効期間の更新等の処理 7　免許教科外教科担任の許可（市町村立中学校等（市町村立（札幌市立を除く。）の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程をいう。以下この項において同じ。）の主幹教諭、指導教諭又は教諭に係るものを除く。） 8　免許法認定講習単位修得証明書の交付 9　特別免許状授与のための教育職員検定の申出に係る推薦 10　北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第１号）第５章に規定する教育長の許可及び承認	諭又は教諭に係る免許教科外教科担任ののの許可 6　道立学校の職員及び市町村立学校の県費負担教職員の永年勤務者表彰の決定
学校教育局	高校教育課			1　市町村立又は公立大学法人立の高等学校の名称、学	1　北海道立学校管理規則第16条の２に規定す

					則の変更等の届出の受理 2　市町村立又は公立大学法人立の中等教育学校の名称、学則の変更等の届出の受理 3　市町村立又は公立大学法人立の専修学校の名称、学則の変更等の届出の受理 4　市町村立の各種学校の目的、名称、学則の変更等の届出の受理 5　生徒の旅客運賃割引証の割当 6　公立高等学校生徒学資金に係る違約金の免除並びに返還債務の履行の猶予及び減免 7　公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金に係る奨学生選考基準の設定、貸付けの決定、停止及び取消し、違約金の免除並びに返還債務の履行の猶予及び減免	る報告の受理
	義務教育課		1　教科用図書選択地区の設定に関する市町村教育委員会の意見の聴取	1　教科書展示会の開催 2　市町村立又は公立大学法人立の幼稚園、小学校、中学校又は義務教育学校の設置、名称の変更等の届出の受理 3　要保護児童生徒援助費補	

				助金（学用品費等、医療費及び学校給食費）の基礎となる児童生徒数及び被患者延数の市町村への配分	
	特別支援教育課			1　市町村立又は公立大学法人立の特別支援学校の名称、学則の変更等の届出の受理 2　学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第１章第３節の規定による学齢児童生徒の就学学校の指定	
生涯学習推進局	生涯学習課		1　社会教育法（昭和24年法律第207号）による社会教育主事等の研修の実施	1　高等学校卒業程度認定試験に係る報告 2　社会教育法による社会教育主事の資格の認定 3　道立図書館の臨時休館に関する報告の受理 4　道立青少年体験活動支援施設の臨時休業又は臨時休館の承認 5　道立青少年体験活動支援施設の事業に係る専門的技術的事項に関する決定 6　道立生涯学習推進センターの臨時休業に関する報告の受理 7　道立生涯学習推進センターに係る一般職に属する非常勤職員の任用	

					8　道立生涯学習推進センターが行う事業に係る特別職に属する非常勤職員の任用 9　道立生涯学習推進センターに係る臨時職員の任用	
	文化財・博物館課		1　道指定文化財の管理責任者の選任又は解任の届出の受理 2　道指定文化財の所有者の変更、所有者又は管理責任者の選任又は解任の届出の受理 3　博物館法（昭和26年法律第285号）による博物館の登録又は登録の取消し 4　博物館相当施設の要件に関する報告の要求	1　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）による美術的銃砲刀剣類の登録及び登録証の交付並びに刀剣類の製作の承認 2　道指定文化財の現状変更に関する許可若しくは許可の取消し又は停止の命令 3　北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）の規定による届出の受理 4　文化財保護法（昭和25年法律第214号）による文化財に関する条例の制定若しくは改廃又は道指定文化財の指定若しくは解除の報告 5　優良北海道犬に関する届出又は報告の受理 6　博物館法による博物館の登録事項の変更又は廃止に伴う登録の抹消 7　博物館相当施設に係る報告の受理	

				8　道立美術館の臨時休館に関する報告の受理 9　道立北方民族博物館、道立文学館、道立釧路芸術館及び道立埋蔵文化財センターの臨時休館の承認 10　道立北方民族博物館、道立文学館及び道立釧路芸術館の事業に係る専門的技術的事項に関する決定	
教育職員局	給与課		1　恩給法（大正12年法律第48号）の準用又は北海道恩給条例（大正12年北海道庁令第174号）の適用を受ける者の恩給の裁定 2　市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の研修、表彰等による昇給及び特別の場合の昇給（永年勤務者表彰による昇給を除く。以下この項において「表彰等昇給」という。）の決定 3　本庁課長等職員（教育庁及び道立学校以外の所管機関の職員で、本庁の課長（相当職を含む。）以上の職にあるもの、出先機関	1　市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の昇格（北海道人事委員会の承認を要するものに限る。）及び当該昇格に伴う職務の級及び号俸の承認 2　市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の降格による職務の級及び号俸の決定（北海道人事委員会の承認を要するものに限る。）の承認 3　教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員である市町村立高等学校職員の昇格及び降格並びに当該昇格等に伴う職務の級及び号俸の決定	1　市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の昇格並びに降格に伴う職務の級及び号俸の決定 2　県費負担教職員である市町村立高等学校の職員の昇格（昇任によるものを除く。）及び当該昇格に伴う職務の級及び号俸の決定 3　県費負担教職員の昇給（表彰等昇給にあっては、永年勤務者表彰による昇給に限る。）の決定及び復職時等における号俸の調整

				の長及び道立学校以外の所管機関の長（副館長又は副所長を含む。）をいう。以下この表において同じ。）が昇任又は転任によって職務の級及び号俸に変動を生ずる場合の当該職務の級等の決定 4　教育庁及び所管機関の職員の表彰等昇給の決定	又は承認 4　教育庁の職員及び所管機関の職員の昇給（表彰等昇給を除く。）の決定及び復職時等における号俸の調整 5　教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給料訂正 6　教育庁及び道立学校以外の所管機関の職員（本庁課長等職員を除く。）が昇任又は転任によって職務の級及び号俸に変動を生ずる場合の当該職務の級等の決定 7　地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第45条第２項に規定する災害を受けた教育庁及び所管機関の職員並びに県費負担教職員の任命権者としての意見の申出 8　北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年北海道条例第44号）第２条第２項に規定する公務又は通勤により生じた災害の認定 9　北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条	

				例施行規則昭和42年北海道規則第163号。以下この欄において「規則」という。）第５条の規定に基づく補償基礎額の決定 10　規則第９条の規定に基づく公務又は通勤により生じた災害に係る補償請求の審査及び補償金額の決定 11　恩給法の準用又は北海道恩給条例の適用を受ける者の恩給受給権の消滅の裁定並びに恩給法の適用を受ける者の恩給請求書の進達 12　恩給法又は北海道恩給条例に係る支出負担行為及び支出命令 13　給与その他の給付（教育長の定めるものに限る。）	
	福利課			１　健康判定審査会の判定結果の通知 ２　本庁及び道立学校以外の所管機関（札幌市及び江別市に所在するものに限る。）の職員に供する職員住宅（職員の居住の用に供している借り上げ物件を含む。）の貸与の決定及び明渡しの命令	
	教職員		１　本庁課長等	１　教育庁の職	

	事務センター		職員の初任給基準を異にする異動又は給料表の適用を異にする異動に伴う職務の級及び号俸の決定 ２　本庁課長等職員の勧奨退職等に係る退職手当の額の決定	員、所管機関の職員及び県費負担教職員の初任給の決定 ２　教育庁の職員、所管機関の職員（本庁課長等職員を除く。）及び県費負担教職員の初任給基準を異にする異動又は給料表の適用を異にする異動に伴う職務の級及び号俸の決定 ３　教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の上位資格取得に伴う職務の級及び号俸の決定及び給料訂正（昇給及び昇格を除く。） ４　教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の諸手当（本庁課長等職員の勧奨退職等に係る退職手当を除く。）に係る確認若しくは認定又は額の決定 ５　教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の児童手当の受給資格及び額の認定	

（教育庁文書管理規程の一部改正）

第10条　教育庁文書管理規程（平成10年北海道教育委員会教育長訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第４条中「又は室」を削る。

「

本庁の課（教育政策課、教職員課、健康・体育

「

本庁の課（教育政策課、教職員課、教育環境支

第22条第２項の表中「課及び文化財・博物館課並びに局又は室に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センターを除く。）」を「援課、健康・体育課及び文化財・博物館課並びに局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センターを除く。）」に、

「

教職員課	教職

」を「

教職員課	教職
教育環境支援課	教環

」に改め、

同表新しい高校づくり推進室参事（高校配置）の項及び新しい高校づくり推進室参事（改革推進）の項を削る。

第23条中「、室、課、グループ」を「、課、グループ、室」に改める。

別記第２号様式注中「当該局室課」を「当該局課」に改める。

別記第４号様式から別記第６号様式までの規定中「主管室課グループ」を「主管課グループ」に改める。

別記第13号様式から別記第15号様式までの規定中「局室課グループ係名」を「局課グループ室係名」に改める。

（北海道立教育研究所、北海道立特別支援教育センター、北海道立図書館及び北海道立近代美術館を代表する課及び総括担当主査の事務分掌を定める規程の一部改正）

第11条　北海道立教育研究所、北海道立特別支援教育センター、北海道立図書館及び北海道立近代美術館を代表する課及び総括担当主査の事務分掌を定める規程（平成23年北海道教育委員会教育長訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表代表課の欄中「事業部総務課」を「総務企画部総務企画課」に改める。

附　則

この教育長訓令は、平成30年４月１月から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第４号

道　立　学　校

北海道立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成30年３月30日

北海道教育委員会教育長　柴　田　達　夫

北海道立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する教育長訓令

北海道立学校職員安全衛生管理規程（平成９年北海道教育委員会教育長訓令第９号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（健康診断）

第19条　校長は、次に掲げる職員の健康診断を実施する。

(1) 定期健康診断

(2) 特別健康診断

(3) 人間ドック健康診断

(4) 臨時健康診断

２　前項に掲げる健康診断の検査項目、実施方法その他実施に関する具体的な事務処理等については、教育職員局福利課長（以下「福利課長」という。）が別に定める。

第20条中「校長の実施する健康診断」を「前条第１項の健康診断（人間ドック健康診断を除く。）」に、「前条の」を「当該」に改める。

別記第１号様式及び別記第２号様式中「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月

日」に改める。

附　則

この教育長訓令は、平成30年４月１日から施行する。

告　　示

北海道教育委員会告示第11号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、失効した。

平成30年３月30日

北海道教育委員会教育長　柴　田　達　夫

氏　名	櫻　田　いくみ	本籍地	北　海　道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
栄養教諭２種免許状	平19栄二種第0030号	平成19年10月２日	北海道教育委員会
失効年月日	平成30年１月17日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第１項第２号該当		
氏　名	片　山　京　兵	本籍地	北　海　道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭１種免許状（外国語（英語））	平28中１第380号	平成29年３月18日	北海道教育委員会
高等学校教諭１種免許状（外国語（英語））	平28高１第529号		
失効年月日	平成30年１月31日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第１項第２号該当		
氏　名	石　垣　正　樹	本籍地	北海道（旧本籍地　秋田県）
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭１種免許状（保健体育）	平８中１第359号	平成９年３月15日	北海道教育委員会
高等学校教諭１種免許状（保健体育）	平８高１第516号		
失効年月日	平成30年２月15日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第１項第２号該当		

北海道教育委員会告示第12号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第１項の規定により、取上げの処分をした。

平成30年３月30日

北海道教育委員会教育長　柴　田　達　夫

氏　　名	高　橋　洋　介	本 籍 地	北　海　道
免許状の種類（教科）	免 許 状 の 番 号	授 与 年 月 日	授　与　権　者
高等学校教諭１種免許状（数　　学）	平19高一種第0136号	平成20年１月７日	北海道教育委員会
取 上 げ 年 月 日	平成30年２月14日		
取 上 げ の 事 由	教育職員免許法第11条第１項該当		
氏　　名	根　塚　　司	本 籍 地	北　海　道
免許状の種類（教科）	免 許 状 の 番 号	授 与 年 月 日	授　与　権　者
小学校教諭２種免許状	平18小二種第0320号	平成19年３月15日	北海道教育委員会
中学校教諭１種免許状（社　　会）	平18中一種第1374号		
高等学校教諭１種免許状（地 理 歴 史）	平18高一種第2262号		
高等学校教諭１種免許状（公　　民）	平18高一種第2263号		
取 上 げ 年 月 日	平成30年２月14日		
取 上 げ の 事 由	教育職員免許法第11条第１項該当		

北海道教育委員会告示第13号

平成31年度の北海道立高等学校の入学者選抜の学力検査日、推薦入学面接日及び合格発表日は、次のとおりとする。

平成30年３月30日

北海道教育委員会教育長　柴　田　達　夫

１　学 力 検 査 日　平成31年３月５日（火）
２　推薦入学面接日　平成31年２月12日（火）
３　合 格 発 表 日　平成31年３月18日（月）

北海道教育委員会告示第14号

平成31年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日は、平成31年１月12日（土曜日）とする。

平成30年３月30日

北海道教育委員会委員長　柴　田　達　夫

北海道教育委員会告示第15号

次の北海道指定無形民俗文化財が平成30年３月８日付け文部科学省告示第43号により重要無形民俗文化財に指定されたことから、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第27条第５項の規定により同日付けで当該北海道指定無形民俗文化財の指定が解除されたので、同条第７項の規定に基づき告示する。

平成30年３月30日

北海道教育委員会委員長　柴　田　達　夫

記

名称　松前神楽（まつまえかぐら）

北海道教育委員会告示第16号

北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第４条第１項の規定により、別記の有形文化財を北海道の有形文化財に指定した。

平成30年３月30日

北海道教育委員会教育長　柴　田　達　夫

別記１

１　名　　称　厳島神社本殿
２　員　　数　１棟
３　指定年月日　平成30年３月30日
４　構造及び型式　木造一間社入母屋造、銅板葺
５　建築年次　明治34年（1901年）
６　所在地　増毛郡増毛町稲葉町３丁目38番地
７　所有者　宗教法人厳島神社
８　指定の事由

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第１条及び別表第１「道指定有形文化財指定基準」建造物の部

(1)意匠的に優秀なもの

(3)歴史的価値の高いもの

(2) 指定理由

厳島神社本殿は明治34年（1901年）の建立であり、組物と彫刻で豊かに装飾された社殿である。屋根は正面に唐破風を付けた入母屋で、本殿は創建以来、覆屋で保護されてきたことから極めて良好な状態で、創建当初の建築形態を伝えている。これを手掛けた棟梁、彫刻師らは越後（新潟県）から来訪し、函館の高龍寺本堂（明治32年（1899年）築）の建築にも携わっている。

以上のように、厳島神社本殿は越後の工人による豊かな装飾が特徴であり、道北地方を代表する歴史的価値が高い社殿である。

別記２

１　名　　称　厳島神社奉納絵馬
２　員　　数　７点

	名　　称	面数	奉納年	作者
1	ガラス絵「源頼光図」絵馬	1	文久２年(1862年)	芳斎
2	板絵着色「富士巻狩図」絵馬	1	文化９年(1812年)	作者未詳
3	板絵着色「巴御前武勇図」絵馬	1	文化10年(1813年)	昇亭北寿
4	板絵着色「浦島図」絵馬	1	嘉永５年(1852年)	谷文中
5	板絵着色「神功皇后図」絵馬	1	嘉永５年(1852年)	谷文中
6	板絵着色「文禄慶長役図」絵馬	1	万延２年(1861年)	蘆洲
7	絹本着色「天塩国増毛郡秋味大漁図」絵馬	1	明治10年(1877年)	立斎広重

３　指定年月日　平成30年３月30日
４　所在地　増毛郡増毛町稲葉町３丁目38番地
５　所有者　宗教法人厳島神社
６　指定の事由

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第１条及び別表第１「道指定有形文化財指定基準」絵画、彫刻の部

１各時代の遺品のうち製作優秀で文化史上貴重なもの

２絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの

３題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの

(2) 指定理由

増毛町は、豊富な水産資源に恵まれた地域であり、特にニシン漁は多くの富をもたらし、経済発展の遺産といえる歴史的資源が現在も多数保存されている。地元住民の信仰の対象であった厳島神社には、海での安全や豊漁の願いを込めた数多くの奉納品が伝来収蔵されている。中でも「ガラス絵」絵馬を含む、計７点の奉納絵馬は、いずれも往時の営みを伝えるばかりでなく、道内に伝来する近世絵画の中でも、絵画としての質の高さ、当初の奉納場所にまとまって伝来されていること、またガラス絵の希少性とその質の高さを有しており、美術史的観点及び文化史的観点から学術的価値の高い美術工芸品である。

通　達　・　通　知

教　給　第1466号
平成30年３月30日

各　部　課　長
各　教　育　局　長
各　所　管　機　関　の　長　様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
（札幌市立を除く各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

へき地手当等の運用についての一部改正について等について（通知）

へき地手当等の運用についての一部改正について（平成30年３月30日付け人委第609号）等の通知が別記１から別記７までのとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

記

１　へき地手当等の運用についての一部改正について（平成30年３月30日付け人委第609号）（別記１）
２　給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について（平成30年３月30日付け人委第610号）（別記２）
３　給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（平成30年３月30日付け人委第611号）（別記３）
４　特地勤務手当等の運用についての一部改正について（平成30年３月30日付け人委第612号）（別記４）
５　初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について（平成30年３月30日付け人委第613号）（別記５）
６　人事交流等による採用者等の職務の級及び号俸の決定等についての一部改正について（平成30年３月30日付け人委第614号）（別記６）
７　管理職手当に関する規則第２条第２項ただし書、別表第１、別表第２及び別表第３の規定に基づく指定についての一部改正について（平成30年３月30日付け人委第617号）（別記７）

（教育職員局給与課給与制度グループ）

別記１

人 委 第 ６ ０ ９ 号
平成30年３月30日

北海道教育庁教育部長　様

北海道人事委員会事務局長

へき地手当等の運用についての一部改正について（通知）

へき地手当等の運用について（平成22年11月30日付け人委第471号通知）の一部が次のとおり改正され、平成30年４月１日から実施されることとなったので通知します。

記

規則附則第２項関係を削る。

（給与課給与グループ）

別記２

人委第６１０号
平成30年３月30日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
北海道人事委員会事務局長
様

北海道人事委員会事務局長

給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について（通知）

給料の調整額に関する規則の運用方針について（昭和38年10月１日付け38人委第587号通知）の一部が次のとおり改正され、平成30年４月１日から実施されることとなったので通知します。

記

別表第１関係第６項を次のように改める。

６　北海道立の高等学校及び中等教育学校の項、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の項及び市町村立の高等学校の項中「人事委員会の定めるもの」とは、学校教育法施行規則第140条各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）の障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的に特別の指導の場で行われる障害に応じた特別の指導をいう。

（給与課給与グループ）

別記３

人委第６１１号
平成30年３月30日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
北海道人事委員会事務局長
様

北海道人事委員会事務局長

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（通知）

給与条例及び支給規則の運用について（昭和44年５月１日付け44人委第308号通知）の一部が次のとおり改正され、平成30年４月１日から実施されることとなったので通知します。

記

第10第１項の(2)ア中「若しくは附則第29項」、「若しくは附則第27項」及び「若しくは附則第28項」を削る。

第13を削る。

別表第３項を削る。

（給与課給与グループ）

別記４

人委第６１２号
平成30年３月30日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
北海道人事委員会事務局長　様

北海道人事委員会事務局長

特地勤務手当等の運用についての一部改正について（通知）

特地勤務手当等の運用について（平成22年11月30日付け人委第470号通知）の一部が次のとおり改正され、平成30年４月１日から実施されることとなったので通知します。

記

第６項を削り、第７項を第６項とする。

（給与課給与グループ）

別記５

人委第６１３号
平成30年３月30日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
北海道人事委員会事務局長　様

北海道人事委員会事務局長

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について（通知）

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和48年４月１日付け48人委第267号通知）の一部が次のとおり改正され、平成30年４月１日から実施されることとなったので通知します。

記

第５条関係第３項第４号中「第８条第３項」を「第８条第１項第５号」に改める。
第35条関係第14項第１号中「号俸数」の次に「を超えない範囲内で、部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者又はその委任を受けた者が定める数」を加える。
級別資格基準表関係第２項に次の１号を加える。
(3) 免許所有職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員、医療職給料表(2)の適用を受ける職員（薬剤師及び獣医師に限る。）及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員に限る。）のうち、免許取得前に職員としての職務に役立つと認められる職務に従事した経歴（前号の規定により免許取得後の経験年数として取り扱ったもの及び免許取得に係る学校等における在学期間中のものを除く。）を有するものについて、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、当該経歴に係る年数の８割以下の年数を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

（給与課給与グループ）

別記６

人委第６１４号
平成30年３月30日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長　様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

人事交流等による採用者等の職務の級及び号俸の決定等についての一部改正について（通知）

人事交流等による採用者等の職務の級及び号俸の決定等について（平成15年４月１日付け人委第４号通知）の一部が次のとおり改正され、平成30年４月１日から実施されることとなったので通知します。

記

第１項第６号中「第８条第３項」を「第８条第１項第５号」に改める。

（給与課給与グループ）

別記７

人委第６１７号
平成30年３月30日

北海道教育庁教育部長　様

北海道人事委員会事務局長

管理職手当に関する規則第２条第２項ただし書、別表第１、別表第２及び別表第３の規定に基づく指定についての一部改正について（通知）

管理職手当に関する規則第２条第２項ただし書、別表第１、別表第２及び別表第３の規定に基づく指定について（平成19年３月30日付け人委第615号通知）の一部が次のとおり改正され、平成30年４月１日から実施されることとなったので通知します。

記

第３項第１号中「、教育指導監若しくは新しい高校づくり推進室長」を「若しくは教育指

導監」に改める。

（給与課給与グループ）